

# 下関市三大学単位互換協定に伴う履修及び受講規程

平成 19 年 4 月 1 日

規 程 第 6 4 号

改正 平成 21 年 7 月 22 日規程第 30 号  
平成 27 年 3 月 17 日規程第 23 号  
平成 27 年 3 月 26 日規程第 40 号  
平成 29 年 3 月 31 日規程第 22 号  
平成 31 年 3 月 19 日規程第 7 号  
令和 3 年 2 月 24 日規程第 13 号  
令和 5 年 2 月 27 日規程第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、下関市立大学学則（平成 19 年規則第 1 号。以下「学則」という。）第 31 条及び第 47 条の規定に基づき、下関市三大学単位互換協定に伴う単位互換制度（以下「A キャンパス」という。）を利用する本学学生に係る必要な事項を定めるものとする。

(履修科目)

第 2 条 当該年度の A キャンパスの科目は、下関市立大学、梅光学院大学及び東亜大学が協議の上決定する。

2 前項の協議は、当該年度の前年度 3 月中に行い、開設科目を設定するものとする。

(履修制限)

第 3 条 A キャンパスの科目（下関市立大学が提供する科目を除く。以下同じ。）の履修は、一学期につき 2 科目までとする。

2 当該学期で失格により単位認定されなかった者は、次学期での A キャンパスの科目の履修はできないものとする。

(履修申請)

第 4 条 A キャンパスの科目の履修については、下関市立大学経済学部履修規程（平成 19 年規程第 57 号）に定める履修登録にかえて、次に掲げる書類を別に定める日までに提出するものとする。

(1) A キャンパス履修申請書（様式第 1 号）

(2) A キャンパス特別聴講学生願書（様式第 2 号）

(履修決定)

第 5 条 学長は、前条の規定により提出された申請書類に基づき、その可否を決定する。

(単位認定)

第 6 条 単位認定は、当該科目を提供した大学から送付された成績表に基づき、学長がこれを行う。

2 認定された単位は、受講した科目に応じて、教養教育科目として認定を行う。

3 単位認定した科目の評価は、行わない。

(受講上の注意)

第7条 Aキャンパスの科目の受講に際して、学生は、本学学生証を携帯しなければならない。

(その他)

第8条 この規程に定めのあるもののほか、Aキャンパスの科目の履修及び受講について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年7月22日規程第30号)

この規程は、平成21年7月22日から施行する。

附 則 (平成27年3月17日規程第23号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月26日規程第40号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日規程第22号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月19日規程第7号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年2月24日規程第13号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年2月27日規程第6号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

A キャンパス履修申請書

（宛先） 下関市立大学長

学籍番号 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

私は、学則及び規程に定めることを遵守し、下関市三大学単位互換協定に基づく講義を履修いたしたいので、別紙願書を添え申請いたします。

A キャンパス特別聴講学生願書

様

下関市立大学 学部 学科  
学籍番号 ( 年 )  
氏 名  
生年月日 年 月 日  
〒  
住 所  
電話番号  
e-mail

特別聴講学生として下記の科目を履修いたしたくご許可くださいますようお願い  
します。

受講にあたっては、貴学の学則その他諸規則を遵守することを誓約します。

記

科 目 名	開講学期	曜日	時限	担当教員名